

平成25年7月26日

第2509号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 消防設備士に対する講習の実施（347・総合防災課）…………… 1
- 地籍調査に関する事業計画（348・農山村振興課）…………… 2
- 秋田県岩館漁港海岸休憩施設の利用料金の承認（349・水産漁港課）…………… 2
- 土地収用法による事業の認定（350・建設政策課）…………… 2
- 道路の供用開始（351・仙北地域振興局建設部）…………… 4
- 道路区域の変更及び供用開始（352・雄勝地域振興局建設部）…………… 4

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）3件…………… 5
- 公の施設の指定管理者の募集（スポーツ振興課）2件…………… 6
- 県営土地改良事業工事の完了（鹿角地域振興局農林部）…………… 9
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可（山本地域振興局農林部）…………… 9
- 土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）…………… 10

人事委員会規則

- 人事委員会規則11-1（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則…………… 10

告 示

秋田県告示第347号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、次のとおり平成25年度消防設備士に対する講習を実施するので、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目（平成16年9月29日消防庁告示第25号）第4の1の規定に基づき、公示する。

平成25年7月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 講習の実施区分

講習区分	対象となる免状の種類
消火設備	第1類の甲・乙種消防設備士、第2類の甲・乙種消防設備士、第3類の甲・乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲・乙種消防設備士及び第7類の乙種消防設備士
避難設備 ・消火器	第5類の甲・乙種消防設備士及び第6類の乙種消防設備士

2 講習日時及び場所

講習区分	日 時	場 所
消火設備	平成25年9月3日（火） 午前9時から午後5時30分まで	秋田市山王七丁目3番1号 秋田市文化会館
警報設備	平成25年9月4日（水）又は5日（木） 午前9時から午後5時30分まで	
避難設備 ・消火器	平成25年9月6日（金） 午前9時から午後5時30分まで	

3 受講対象者

消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者又は上記の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者

4 受講申請書の配布場所

一般社団法人秋田県消防設備保守協会（秋田市中通六丁目7番9号 秋田県畜産会館3階）又は各消防本部予防担当課

5 受講申請書の受付

(1) 受付期間等

土曜日及び日曜日を除き、平成25年8月5日（月）から同月23日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

一般社団法人秋田県消防設備保守協会

(3) 提出書類

受講申請書

6 受講手数料

(1) 受講手数料の額

7,000円

(2) 納付方法

受講申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

7 講習についての問合せ先

一般社団法人秋田県消防設備保守協会（電話018-835-5880）

秋田県告示第348号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、次のとおり平成25年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 調査を行う者の名称

鹿角市

2 調査地域

鹿角市十和田毛馬内、十和田瀬田石、八幡平字上山田ほか16字

3 調査期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

秋田県告示第349号

秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例（平成5年秋田県条例第35号）第8条第1項の規定により、次のとおり秋田県岩館漁港海岸休憩施設の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

区 分	利 用 料 金 の 額	承認年月日
温水シャワー	1回につき 100円	平成25年7月12日

秋田県告示第350号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定に基づき、告示する。

平成25年7月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 起業者の名称

三種町

2 事業の種類

三種町琴丘地域拠点センター建設工事に伴う駐車場整備事業及び町道付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分 秋田県山本郡三種町鹿渡字東二本柳地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

平成25年6月17日付けで三種町より申請のあった三種町琴丘地域拠点センター建設工事に伴う駐車場整備事業及び

町道付替工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業のうち、三種町琴丘地域拠点センター建設工事に伴う駐車場整備事業（以下「本体事業」という。）は、地方公共団体が設置する庁舎に関する事業であり、土地収用法第3条第31号に掲げる事業に該当する。

また、本体事業の施行により敷地と既存琴丘総合支所等の間に存する町道の機能を維持するための改築工事（以下「関連事業」という。）は土地収用法第3条第1号に掲げる「道路法（昭和27年法律第180号）による道路」に関する事業に該当する。

以上により本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である三種町は地方公共団体であり、平成24年度一般会計予算等によって本件事業に係る財源措置も講じられていることから、本件事業を遂行する十分な意志と能力を有する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本件事業は、三種町琴丘地域拠点センター（以下「拠点センター」という。）が既存駐車場敷地に設置されることから、その代替のために新たな駐車場を整備する事業である。

起業者である三種町は、平成18年3月に旧琴丘町、山本町、及び八竜町の3町が合併して誕生した町であり、行政機構については、旧八竜町役場を本庁とし、旧山本町役場及び旧琴丘町役場をそれぞれ総合支所とする、本庁・総合支所方式を採用している。

琴丘総合支所は昭和46年に建設されたものであり、老朽化から外壁や根回りのモルタル部分に亀裂、剥離等が確認されている。また琴丘公民館は昭和50年に建設されたものであり、柱、梁等の亀裂や鉄筋露出等が確認されるほか、軟弱地盤の影響で階段の沈下があり、複数回の修繕を実施している。さらに両施設とも防水機能の低下による雨漏りが発生している。

琴丘総合支所等施設基本調査結果（平成23年7月31日実施）においては耐震補強による改修は困難である結果が示されている。このような状況のため、三種町では総合支所機能とコミュニティー施設機能に加え、公共施設が災害時に地域の拠点として重要な役割を担うということから、防災機能を有する複合施設である拠点センターを新たに建設するものである。

現在の両施設の駐車可能台数は151台であるが、拠点センターは駐車場敷地に建設されるため、38台（身障2台含む。）に減少し駐車場が不足する。以上のことから新たに用地1,800平方メートルを取得し43台分の駐車場として整備し、全体として81台分の駐車スペースを確保することで、各種会議や講座、土日祝日の利用が多い公民館行事にも対応が可能と考えられる。

イ 失われる利益

本件事業は、「環境影響評価法（平成9年法律第81号）」及び「秋田県環境影響評価条例（平成12年条例第137号）」による環境影響評価が義務づけられた対象事業には該当しない。

また、本件事業地内には、レッドデータブック（秋田県版）に該当する絶滅のおそれのある野生動植物の生息及び植生は確認されていない。

さらに、起業者が「秋田県遺跡地図（山本地区版）」（秋田県教育委員会 2002.3）で確認したところ、本件事業地内に文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

また、起業者は事前に近隣住民へ作業内容の十分な説明を行うとともに、低騒音型の建設機械を用いる等周辺の環境に配慮するよう努めることとしている。

以上のことから、生活環境、自然環境に与える影響は少ないものであり、失われる利益は軽微なものと認められる。

ウ 複数案の検討

本件事業の施行に当たっては、申請案と拠点センター北側隣接地の水田に造成整備する案とがあるが、

(ア) 拠点センターに隣接しており、事業に必要な面積が確保できること。

(イ) 支障となる建物等がなく、工事の施工が容易であること。

(ウ) 事業費の総合的な経済性

等の基準により2案を比較検討して、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に判断した結果、本件事業の起業地は最も適当であると認められる。

エ 事業計画の合理性

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量すると、本件事業の実施により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

既存の琴丘総合支所及び琴丘公民館は、建築後35年以上経過していることから、施設設備の老朽化が激しく、新耐震設計基準を満たしていないことから来庁者と職員の安全確保が急務となっている。また、行政サービス、住民サービスの提供及び防災拠点の整備といった観点からも総合的な機能を有する拠点センターの早急な建設が必要となっている。

拠点センターは既存駐車場敷地に建設されることから、駐車可能台数が大幅に減少し、来庁者に不便を強いることになる。この問題を解決し、拠点センター完成後に住民サービスを実現するために、駐車場を早急に整備する必要があると認められる。

よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、拡張する駐車場敷地として事業計画に必要な範囲であると認められる。

さらに、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

ウ 本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

三種町役場琴丘総合支所地域振興係

秋田県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成25年7月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	大曲大森羽後線	大仙市大曲金谷町60番28地先から大曲西根字瀬下38番1地先まで

2 供用開始の期日 平成25年8月11日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成25年7月26日から同年8月8日まで

秋田県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成25年7月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	398号	湯沢市稲庭町字小沢212番1地先から字新処41番2地先まで	6.40～14.60	0.108
	新	398号	湯沢市稲庭町字小沢212番3から字新処41番2地先まで	6.40～20.60	0.108

2 供用開始の期日 平成25年7月26日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年7月26日から同年8月8日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成25年5月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人秋田県水難救済会
- 3 代表者の氏名
渡 部 幸 男
- 4 主たる事務所の所在地
秋田市山王三丁目1番1号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、秋田県内の住民等に対して、海上及び内水面における水難の予防と人命の救助及び財産の保護に関する事業を行い、もって地域社会の安全に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更内容
 - (1) 任期等
 - (2) 権能
 - (3) 定款の変更

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成25年4月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人秋田パドラーズ
- 3 代表者の氏名
船 山 仁
- 4 主たる事務所の所在地
秋田市
- 5 定款に記載された目的
この法人は、自然河川環境社会を構築するすべてのネットワークの人々に対して、自然環境保全を大きな柱として河川自然環境の事業を行い、自然環境保護社会創成に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更内容
 - (1) 目的
 - (2) 特定非営利活動の種類
 - (3) 事業
 - (4) 種別

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成25年6月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あきた地球熱利用事業ネットワーク

3 代表者の氏名

松 本 真 一

4 主たる事務所の所在地

秋田市中通二丁目1-36 大森マグナスビル603 川崎地質株式会社秋田事務所内

5 定款に記載された目的

この法人は、学、産業界、官庁の産学官が連携して、温泉熱や地中熱（以下「地球熱」という）の利用促進をとおりして、化石エネルギーから地産の自然エネルギーへの転換を目指し、会員全員が事業に積極的に関与して、地場産業の振興、地域振興、及び低炭素社会構築に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 定款の変更

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年7月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名称及び所在地

秋田県立総合射撃場 由利本荘市岩城道川字新田沢43番地

(2) 設置目的

秋田県立総合射撃場（以下「射撃場」という。）の利用を通じ、スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(3) 規模等

クレー射撃場、ライフル射撃場 敷地面積250,633平方メートル

(4) 主な施設

管理棟、ライフル射撃場（スモールボアライフル射場、エアライフル射場）

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 射撃場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、射撃場の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

(2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定の期間に係る年度ごとの射撃場の事業計画書

イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損

- 益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- カ 役員名簿及び役員の履歴（氏名・生年月日・性別・学歴職歴等）を記載した書類
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 類似施設における業務実績を記載した書類
- ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- コ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所
郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班（電話018-860-1239）
- (3) 提出期限
平成25年9月20日（金）午後5時15分まで（郵送による提出の場合は当日必着）
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。
- 6 選定の方法、基準及び時期
- (1) 観光文化スポーツ部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
- ア 県民の平等な利用が確保されること。
- イ 射撃場の設置の目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、射撃場の設置の目的又は性質に応じ、秋田県知事が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は、平成25年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。
- 7 募集要項の交付
- 5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年7月26日（金）から同年9月20日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。
- なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を郵送等により送付すること。
- 8 説明会
- (1) 日時
平成25年8月21日（水）午後2時
- (2) 場所
由利本荘市岩城道川字新田沢43番地 秋田県立総合射撃場
- (3) その他
説明会への参加を希望する団体は、参加人数を明記の上、説明会前日の正午までに10に掲げる場所にファクシミリで連絡すること（様式任意）。
- 9 その他
- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 射撃場の管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、予算の範囲内で指定管理料を支払う。
- (4) 指定期間の予算総額は13,159千円を限度とする。
なお、別紙様式2「管理業務収支計画書」については、今後予定されている電気料金及び消費税等（消費税及び地方消費税）の引上げを考慮しないものとして作成すること。
- (5) 指定管理料の額については、指定の告示後締結される年度協定書により定める。
- (6) 射撃場の使用料は、県が自己の収入として収受するものとする。
- (7) 指定管理者は、射撃場内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。
- (8) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

10 問合せ先

秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班
(電話018-860-1239 ファクシミリ018-860-3876)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年7月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名称及び所在地

秋田県立武道館 秋田市新屋町字砂奴寄2番2号

(2) 設置目的

秋田県立武道館（以下「武道館」という。）の利用を通じ、スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(3) 規模等

鉄筋コンクリート造、地上3階 延べ床面積18,744平方メートル

(4) 主な施設

大道場、小道場、柔道場、剣道場、弓道場、相撲場、トレーニング室

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 武道館の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、武道館の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

(2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定の期間に係る年度ごとの武道館の事業計画書

イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

カ 役員名簿及び役員の履歴（氏名・生年月日・性別・学歴職歴等）を記載した書類

キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

ク 類似施設における業務実績を記載した書類

ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）

コ その他知事が必要と認める書類

- (2) 提出場所
郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班（電話018-860-1239）
- (3) 提出期限
平成25年9月20日（金）午後5時15分まで（郵送による提出の場合は当日必着）
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。
- 6 選定の方法、基準及び時期
- (1) 観光文化スポーツ部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
- ア 県民の平等な利用が確保されること。
イ 武道館の設置の目的が効果的に達成されること。
ウ 効率的な管理が行われること。
エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
オ アからエまでに掲げるもののほか、武道館の設置の目的又は性質に応じ、秋田県知事が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は、平成25年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。
- 7 募集要項の交付
5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年7月26日（金）から同年9月20日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。
なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を郵送等により送付すること。
- 8 説明会
- (1) 日時
平成25年8月20日（火）午前10時
- (2) 場所
秋田市新屋町字砂奴寄2番2号 秋田県立武道館会議室
- (3) その他
説明会への参加を希望する団体は、参加人数を明記の上、説明会前日の正午までに10に掲げる場所にファクシミリで連絡すること（様式任意）。
- 9 その他
- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 武道館の管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、予算の範囲内で指定管理料を支払う。
- (4) 指定期間の予算総額は366,355千円を限度とする。
なお、別紙様式2「管理業務収支計画書」については、今後予定されている電気料金及び消費税等（消費税及び地方消費税）の引上げを考慮しないものとして作成すること。
- (5) 指定管理料の額については、指定の告示後締結される年度協定書により定める。
- (6) 武道館の使用料は、県が自己の収入として収受するものとする。
- (7) 指定管理者は、武道館内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。
- (8) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。
- 10 問合せ先
秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班
（電話018-860-1239 ファクシミリ018-860-3876）

県営土地改良事業（高屋地区経営体育成基盤整備事業（面的集積型））につき、その工事を平成25年3月26日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、峰浜土地改良区から申請があった土地改良事業

(維持管理事業)計画の変更について、平成25年7月19日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、大仙市清水北部土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年7月17日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

人 事 委 員 会 規 則

人事委員会規則二一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月二十六日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則二一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則二一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表第一鹿角市本庁の項中「国体事務局長」を削り、同表大曲仙北広域市町村圏組合の項を次のように改める。

大曲仙 北広域 市町村 圏組合	事 務 局	局長、次長 会計管理者
--------------------------	-------	----------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。